

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学
特定利益相反マネジメントにかかる実施要項

この要項は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学利益相反マネジメント規程第 20 条に定める、特に重要な法人としての利益相反マネジメント（以下、「特定利益相反マネジメント」という。）について、その実施に係る必要な事項を定めるものとする。

1 事前届出が必要な場合

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学 利益相反マネジメント規程第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は事前届出の対象とする。

2 届出様式

- ・「兵庫県公立大学法人兵庫県立大学特定利益相反マネジメント共同研究契約に関する届出書」（様式 1）
- ・「兵庫県公立大学法人兵庫県立大学特定利益相反マネジメント寄附受入れに関する届出書」（様式 2）
- ・「兵庫県公立大学法人兵庫県立大学特定利益相反マネジメント物品購入等の契約に関する届出書」（様式 3）

3 届出方法

1 の各号のいずれかに該当する場合、原則として企業等との契約の 30 日前までに 2 の届出様式により事務局（社会貢献部地域貢献課）へ提出する。

4 特定利益相反審査委員会

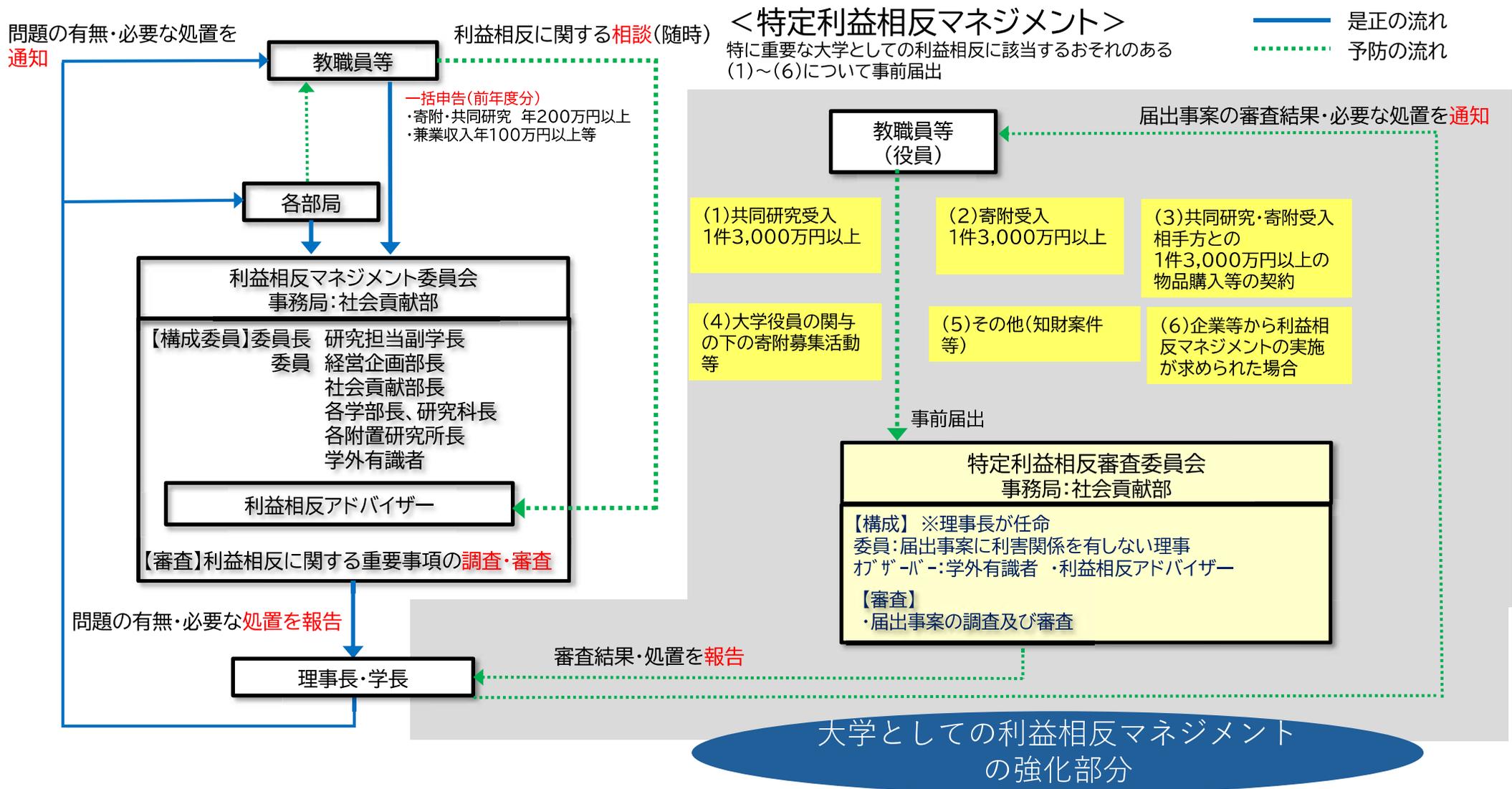
(1) 構成委員

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学利益相反マネジメント規程第 21 条第 3 項に定める者に加え、学外有識者、利益相反アドバイザーをオブザーバーとして出席させることができる。

(2) 届出事案の調査・審査及び報告

教職員等からの届出に基づき調査及び審査を行い、審査結果・必要な処置を届出者に通知するとともに、理事長・学長に報告する。

5 適用 この要項は令和 7 年 2 月 26 日から施行する。



兵庫県立大学 利益相反マネジメント